「なぜウェストミンスター? ウェストミンスターってなに?」 私たちの教会の信仰規準であるウェストミンスター信仰規準を知ろう!

辻 幸宏

序.

6月の大会において、ウェストミンスター小教理問答の教会公認訳が受け入れられ、今後、同信仰告白・大教理問答も、順次審議され、受け入れられることとなります。

私が、これを執筆しようと思い立ったきっかけは、5~6月・7月に行われた2つの講義です。第一が、研修所主催の夜間信徒講座「あなたの知らないウェストミンスター大教理問答の世界」であり、第二が、神学校主催会信徒講座「ウェストミンスター信仰告白を読む」です。大宮教会からの出席者が少なかったことも理由の一つですが、同時に、第一の講座では表面的な学びしかできなかったこと、第二の講座では(特に一日目/全二日)は、専門的であり、「信徒」が取り残されているように感じたからです。

この機会に、私たちが採用している信仰 規準であるウェストミンスターとはどのよ うなものであるのか、連載になり、長期間 になるかと思いますが、月報・週報により、 学んで行こうと思います。

1. なぜ、信仰規準を持つの?

改革派教会では、信仰規準として、ウェストミンスター信仰規準(信仰告白・大教理問答・小教理問答)を採用しています。そもそも、神は唯一であるとしつつも、キリスト教会がいくつもの教派に分かれているのはなぜか? 宗教改革において、「信仰のみ」「聖書のみ」と語っているのに、聖書+信仰規準とは、矛盾ではないのかと

疑問に思う方もいるかと思います。

これらの2つのことは、異なったことを語っているようですが、実は根本的には一つのことです。つまり主なる神は、新約の教会において、ご自身を啓示する手段としては、旧新約聖書(66巻)をお与えくださいました。これが現代に生きる私たちに与えられた唯一の啓示であり、聖書こそが私たちに与えられた正典です(参照:ウェストミンスター信仰告白1:1-3)。つまり、私たちは聖書のみを貫いています。

しかし問題は、正典である聖書が与えられていても、私たちは、全的に堕落しているということです。

クリスチャンになっても、罪赦された罪 人です。そのため、正典である聖書が与え られても、聖書を自分の都合により、読み 込み、理解します。

一つの例を挙げますと、「私たちが救われる」ために、ある人は、信仰だけではダメであり、律法に従った良き行いが必要であると語ります。しかし、宗教改革では「信仰のみ」が告白され、私たちもそのことを信じています。「信仰のみ」と語る背後に、主なる神による救いの御計画があり、聖霊の働きにより主が私たちを信仰へと導いてくださいます。その結果、私たちは信仰を告白するわけで、このとき私たちはすでに神の子とされており、神の救いにあることは決定しています。

このような解釈の違いが、一つの教会を 形成しようと思いつつも、教会は分裂し、 教派を形成することとなります。聖書解釈 ・思いの違う者たちが、一つの教会にいると、教会がキリストの体として一つになることができず、バラバラになります。そのため、同じ信仰を持つ者たちが、一つの教会を形成しようとして集まるのが、教派となります。

そして解釈の違いを、信仰規準に書き込み、私たちが聖書をどのように理解し、私たちがキリスト者としてどのように生きようとしているのかを告白しています。

そのため、信仰規準があることにより、 私たちがどのような教会を立て、キリスト 者一人ひとりの信仰をどのように確立して いるのかを、確認することができます。そ のために私たちは、信仰規準を持つことが 求められ、私たちの教会では、ウェストミ ンスター信仰規準を採用しています。

2. 信仰告白には相手がある!

「信仰告白には相手がある」とはどういうことかと思われるかと思います。しかし、私たちが聖書の読み方を確認するのは、誤った読み方をする人たちが出てきたときに、「私たちは聖書をこのように理解する」と告白するのが、教会の信仰告白となり、信仰告白となります。

ですから、私たちがウェストミンスター 信仰告白を採用すると語るとき、どのよう な相手を前提として、信仰を告白してきた のかを理解することが大切となってきま す。

そして、この相手は一人ではなく、段階 があります。

①対異教・対異端

聖書は、唯一の主なる神のみを神とすることを私たちに求めています(第一戒)。そのため偶像を拝むこと、主なる神を偶像に留めることを禁じています(第二戒)。聖書

は、特に旧約のイスラエルの人たちが、偶像崇拝をし、主なる神のみを信じることから離れていったことから、私たちに語りかけます。日本に生きる私たちは、「キリシタン禁令」から「国家神道」・「ヤスクニ」へと引き継がれている異教文化の中で、キリスト者としてきていることを忘れてはなりません。

また聖書を読むとき、私たちは御父・御子・御霊なる三位一体の神を信じています。また、御子イエス・キリストは、真の神にして、真の人である二性一人格を信じています。しかし、これらを否定する人たちが現れました。三人の神を認めたりするにある。まりストを神として認めなかったりするとして認めなかったりします。こうした誤りを、教会は教会会議において宣言した。

これらの教理を信仰告白したのが、古代 四信条と呼ばれる、使徒信条・ニカイア信 条・カルケドン信条・アタナシオス信仰で す。

この三位一体とキリストの二性一人格を 信じる教理は、キリスト教会か、否かを区 別する教理であり、私たちは、これらの信 仰を否定する人たちを異端者とします。

そのため、プロテスタント諸教会だけではなく、ローマ・カトリック教会、そして東方教会(ギリシャ正教会・ロシア正教会・ウクライナ正教会等)においても、基本的にはこれらの教理においては、一致しています。

②対カトリック教会、対英国主教派

次の段階にあるのが、宗教改革において 鮮明化した、カトリック教会とプロテスタ ント教会の信仰の違いです。 宗教改革は、1617年10月31日にルターが、当時のローマ教会が販売していた免罪符が非聖書的であることを告白したことにより始まります。

ローマ教会との違いは、聖書のみ(続編は正典ではない)、信仰のみ、2礼典(洗礼・主の晩餐)、主の晩餐かミサ(聖体拝領)か等、多くの点において、違いがあります。これらの違いを、宗教改革の歴史をとおして、信仰告白されていきました。

また、ウェストミンスター信仰告白は、 英国国教会における信仰告白として作成されました(詳細は後日)が、当時の英国国 王(チャールズ1世)は、カトリックの信仰を持っており、英国国教会をカトリック とほぼ同じ信仰で形成しようとしていまらた。そして、ウェストミンスター信仰告らが作成されていた当時、国王・主教派と、 議会・ピューリタンとの間で、信仰的な内戦が行われていました。こうした中、ウェストミンスター信仰を 数が行われていました。こうした中、ストミンスター信仰基準は作成されていままり、国王・主教制に対して、反対することも、信仰告白されています。

③対プロテスタント他教派

宗教改革が進むにつれて、改革派とルター派は、一致を求めて話し合いがもたれましたが、15項目の中で、唯一、聖餐論において一致することができず、別の道を歩むこととなりました。

その結果、改革派教会においては、ドルト信条(1617年)が作成され、予定論の教理が鮮明化します。

また、聖霊派や福音派との違いなども、 徐々に鮮明化します。

その結果、ウェストミンスター信仰基準 においては、他教派との違いも、信仰告白 の中で語られます。

④ピューリタンの信仰

そして最後に挙げるのが、英国ピューリタン独自の信仰告白です。先にも語りましたが、当時は信仰の違いにより内戦状態にありました。そのため、一般信徒の中には、信仰に揺れる人も少なからずいました。そうした中、ウェストミンスター信仰告白では、第18章「救いに導く信仰について」が告白されました。これなどは、ピューリタン的信仰告白の代表と言えるでしょう。

また、信仰告白全体において契約神学を 貫くこと、大教理・小教理における十戒論 を詳細に展開することなどは、ピューリタ ン独自のものであると語っても良いかと思 います。

2-0. 信仰告白と教理問答

ウェストミンスター信仰規準には、信仰 告白と共に大・小2つの教理問答がありま すが、両者の違いを確認しておきます。

信仰告白は、前回確認したように、聖書の読み方の違いにより、正しい聖書の読み方を確認し、自分たちの信仰を語ることにより、相手の誤謬を正すことが目的です。

それに対して教理問答 (カテキズム) は、 信徒教育のために用いられます。宗教改革 以降の改革派・長老派の教会においては、 使徒信条・十戒・主の祈を三要文として重 用してきましたが、それらを中心にした学 びの形となっています。教理問答と語れば、 問と答からなる問答集を考えますが、カテ キズムは必ずしも問答集ではなく、カルヴ ァンの「キリスト教綱要」は大著ですが、 信徒教育のために記されたものであり、カ テキズムに位置します。

また、「子どもと親のカテキズム」は、 改革派教会として正式に決議して作成され たものではありませんが、牧田吉和先生に よって執筆され、大会教育委員会の責任に おいて出版されたカテキズムであり、現在 の日本キリスト改革派教会にとって、大切 なカテキズムであると言ってよいでしょ う。

また古代4信条(使徒信条、ニカイア信条、アタナシオス信条、カルケドン信条)は、三位一体と二性一人格を告白し、異端との違いを明らかにしているキリスト教会のすべての教会で基本的に受け入れる信条となっていますが、信仰告白とカテキズムに分けるということでは、下記のように分類分けすることができるかと思います。

ニカイア信条とカルケドン信条は、それぞれ教会会議において、異端の誤った教理に対して、教会が正式に三位一体・二性一人格の教理を採択した信仰告白です。一方、使徒信条はローマ教会における洗礼準備教育に用いるために作成され、アタナシオス信条もアタナシオスの名によって作成された教育文書です。ですから、使徒信条とアタナシオス信条は、カテキズムに分類することができるかと思います。

ウェストミンスターにおいては、信仰告白とカテキズムの両方が作成されましたが、信仰告白のみで扱う項目、教理問答のみで扱う項目、重複している項目があります。それは、このように信仰告白とカテキズムの特徴の違いから来ています。そして両者は相互に補いあう関係にあり、私たちはこれら3文書をトータルに学ぶことにより、キリスト教教理の全体の理解を深めて行くことができます。

3. なぜウェストミンスターなの?①創立宣言の確認 体系として受け入れる、新信条作成の幻

日本キリスト改革派教会は創立宣言にお

いて、信仰規準の前文も併せて告白しましたが、その中で、「其ノ三十数個ノ信条ノ中ニテウエストミンスター信仰基準ハ聖書ニ於イテ教へラレタル教理ノ体系トシテ最モ完備セルモノナルヲ我等ハ確信スルモノナリ。我等日本基督改革派教会ハ我等ノ言葉ヲ以テ更ニ優レタルモノヲ作成スル日ヲ祈り求ムルト雖モ此ノ信仰規準コソ今日我等ノ信仰規準トシテ最適ノモノナルヲ確信シ讃美ト感謝ヲ以テ教会ノ信仰規準トス」と告白しました。

つまり、改革派教会は創立当時(1946年)、 自分達の手で信仰規準を作成し、告白する 願いを持っているけれども、現状ではウェ ストミンスター信仰規準が最も優れている ので、それを信仰規準として持つのだと語 りました。

また、改革派教会大会の議論において、「体系として受け入れる」こととは何かが 度々問題とされてきています。私としては、 皆さんにお渡ししているウェストミンスタ ー信仰規準の構造図において説明できるか と思っています。詳細は、ウェストミンス ター信仰告白の各論を学ぶ段階に改めて学 ぶこととします。しかし、この構造図にお いて、全体像を把握することができ、全体 像を理解することこそ体系的に受け入れる ことだと思います。

②信仰告白は場所と時間の制約の中で成立する

これは何を意味しているかと言えば、特に信仰告白において語ることができますが、教会のある場所・時代において、独自の告白が出てくるということです。ウェストミンスター信仰告白においては、第18章「信仰の確信について」や第19章「律法について」などは、ピューリタン特有の告白であると言ってよいかと思います。現

代に生きる私たちは、ここまで詳細な信仰 告白は行わないかと思います。

つまりウェストミンスター信仰規準を学び、読み進むにあたっては時代的・地域的な制約があるため、現在の日本における前提とは異なる場合があり、そうした細かな違いまで受け入れなければならないということではないというのが、「体系を受け入れる」という言葉に込められているのだと思います。

そのため、改革派教会では、「新信条」 作成の幻を持ち、またそのために信仰の宣言として「教会と国家に関する信仰の宣言」・「予定に関する信仰の宣言」・「予定に関する信仰の宣言」・「終末の希望に関する信仰の宣言」を、新信条を意識して採択してきました。これらの宣言は、現代の神学、日本の教会の信仰告白となっていると言って良いかと思います。またその延長線上にあるのが、今年10月に大会において採択されるであろう「平和の宣言」です。

③宗教改革の歴史の中での位置づけ

改革派信仰は、宗教改革者カルヴァンの信仰を受け継いだ教会です。そのため、宗教改革の歴史を顧みることが求められます。宗教改革は、1517年10月31日に、ルターによって始められました(ドイツ)。そして、1643-49年に行われたウェストミンスター神学者会議・60年の王政復古・88年の名誉革命(それぞれイングランド)によって終わりを告げるといって良いかと思います。

詳細に関しては述べることはできませんが、松谷好明氏が「<ウェストミンスター信仰告白>歴史的・分析的註解」において、「ウェストミンスター信仰告白の歴史的背景」を提示してくださっているので、ご覧いただければと思います。

私たちがここで理解しなければならない

ことは、ルターが始めた宗教改革以後、プロテスタント教会内、また対カトリック教会において、神学が進展してきたこと、そして、その晩年にウェストミンスター神学者会議が開催され、信仰規準がまとめられた事実です。すでに私たちは、「信仰告白には相手がある」ということを確認してきたわけですが、これらは宗教改革が進むにつれて、認識を深めて行ったということができるかと思います。

④英国系の長老教会と大陸系の改革派教 会

世界の長老派・改革派教会においては、大きく二つのグループに分けることができます。それは、私たちと同じウェストミンスター信仰規準を信仰規準として採用しているグループと、ベルギー信仰告白(1561年・ベルギー)・ハイデルベルク教理問答(1563年・ドイツ)・ドルトレヒト信仰規準(1619年・オランダ)を信仰規準として採用しているグループです。前者は、英国からアメリカ大陸に渡った長老教会の多くが採用しています。一方後者は、大陸の多くが採用しています。

長老派教会と改革派教会は、信仰的にほぼ同一ですが、ルーツを遡ると二つに分けられます。ただし、日本キリスト改革派教会は、アメリカ長老教会をルーツとしていますが、「改革派」教会を名乗っている点、少し紛らわしい状況となっています。

⑤一つにまとめられなかった信仰告白、 「調和」(ハーモニー)が作成される

改革派・長老派教会では、多くの信仰告 白・教理問答を作成してきました。またす でにお語りしたように、日本キリスト改革 派教会においても、新信条作成の幻をもっています。

一方において、「信仰規準を一つにまと めることができないのか」といった声があ ることも事実です。

ルター派では、ルター派教理集大成「一 致信条書」(1580年)がまとめられていま す。

しかし、改革派・長老派教会においても、同様の取り組みが行われたが、できなかったというのが事実です。松谷好明氏の資料を見ていただくと、四角で囲んだ信仰告白(①~⑪)があり、1581年「正統的・改革的教会信仰告白の調和」(ジュネーブ)が発表されています。この「調和」は、11の信仰告白を、教理課題別に分類し、並列併記した文書となっています。ジュネーブ版はラテン語ですが、1586年に英訳が発表されます。このとき、スコットランド信仰告白が加えられ、12の信仰告白集となっています。

そして1643年、ウェストミンスター神学者会議が始まってから、再販されました。 当時の英国では、検閲制度があり、英国国会(同神学者会議)の同意がなければ、本の出版はできませんでしたので、「調和」がウェストミンスター神学者会議において用いられたことは、明らかです。

⑥英国における宗教改革

大陸における宗教改革は、1517年にルターの信仰義認を問いかけることに始まる 聖書の理解・信仰の問題でした。

そしてスコットランドにおいても、ウィッシャート (1546年に火刑)、ノックス (1560年スコットランド信仰告白、規律の書)、メルヴィルらにより宗教改革が行われ、長老主義教会が成立しました(1592年黄金法成立・長老制教会成立)。その後16

12年に主教制が復活しますが、1639年に 長老制が復活していました。

一方、イングランドにおいては、状況は 違っていました。イングランドの宗教改革 は信仰の問題ではなく、国王の離婚問題が きっかけであった。その後、イングランド では、国王が代わる度に、宗教政策も変更 され、混乱を招くこととなる。

国王ヘンリー8世(在位:1509年~47年1月)は、ローマ教会から「信仰の擁護者」の称号が与えられるほどの熱心なカトリック教徒であった。しかし、ヘンリー8世は、1534年に王妃アンとの離婚問題で、ローマ教皇と対立し、首長法(国王至上法)を成立させ、国王を教会の唯一の最高指導者と認めさせ、イギリス国教会を成立させた。このとき大主教となったクランマーは、プロテスタント的な十箇条(36年)・十三箇条(38年)を採択したが、39年にはカトリック的な六箇条が採択された。

しかし、国王がエドワード6世(在位: 1547年1月~53年7月)に継承されたとき、エドワード6世はプロテスタントの教義を取り入れ、一般祈祷書を採択し、53年には四十二箇条が採択された。これは後に聖公会大綱とも呼ばれる三十九箇条のベースとなる信条であった。

続くメアリー1世(在位:1553年7月~58年11月)が即位すると、カトリックの教義を採用し、プロテスタント教徒に対する大迫害が始まった。そのため、多くのプロテスタント教徒は、大陸に亡命し、ジュネーブでは亡命者教会が建つこととなる。

次にエリザベス1世(在位:1558年~1603年)が即位すると、国内の混乱した宗教政策を収めるため、国王至上法と礼拝統一法を再制定し、63年に三十九箇条を制定した。三十九箇条自体は穏便なカリヴィ

ニズム主義であるが、エリザベス1世以降、 イングランド国教会は中道主義の道を歩む こととなる。

1603年にスコットランド王ジェームズ6世が、イングランド王ジェームズ1世(即位:1603年~1625年)として即位すると、ピューリタンたちは、スコットランドにおける長老主義が採用されることを期待し千人請願が出されるが、国王自身はカトリック的な信仰を持ち、ピューリタンたちの期待は裏切られることとなる。そうした中、1611年に欽定訳聖書(King James Version)の翻訳が完成し、長年標準訳として用いられることとなる。

そして1625年に即位したのがチャールズ1世であり、チャールズ1世の時代にウェストミンスター神学者会議がおこなれることとなる。そして、チャールズ1世は、1649年1月にクロムウェル率いる議会軍に処刑されることとなる。

ウェストミンスター神学者会議が開催された経緯は、改めて詳細を語ることになるが、ピューリタンが大勢を占めていた英国議会は、国王チャールズ1世との間で内戦を繰り広げる最中、英国国教会の体制を長老主義にすべく神学者会議を開催することとなる。

従って、ウェストミンスター信仰規準の神学的な背景を考える場合、大陸における改革派・長老派の信仰と共に、英国における宗教事情を無視して考えることはできない。

4. ウェストミンスター信仰規準を作成した英国国教会とは?

序. 英国国教会と英国聖公会

次に、ウェストミンスター信仰規準を作成した英国国教会に関して、確認して行く

必要がある。既に語ってきたことであるが、イングランドでは、カトリック教会を離脱し、英国国教会となっていた。この英国国教会が引き継がれ、現在の英国聖公会となっているが、現在の聖公会とは大きく異なることがあるため、注意しなければならない。

①宗教的非寛容と教区制

中世から宗教改革の時代は、他のヨーロッパ諸国も同様であるが、現在のような宗教における信教の自由は認められておらず、宗教的に非寛容な時代であった。つまり、英国においては教区制であり、一つの教区は、現在の小学校の校区をイメージして頂ければ良いが、住民は決められた教会に通うことが強いられていた。そのため、現在のように、自分で教会を選び、変更することは認められていなかった。

前回、英国における宗教改革について記したが、国教会において国王の信仰により、教会が大きく変更されてきていたが、すべての国民がそれに従うことが求められたのである。

またこのことは後日、改めて語ることとなるが、ウェストミンスター神学者会議において設立を目指した長老主義教会とは、教区制を前提としていたということである。

つまり各教区に一つの教会があり、それらが一つの市の単位位においてプリスビテリー (中会)があり、その上位会議として大会・総会がある。

そのため、会議の段階制(小会・中会・ 大会)ということでは現在の長老主義と同 一であるが、小会を形成するのが教区であ るということは、現在とはまったく異なっ ていることを、私たちは忘れてはならない。

②教会は国の一機関である!

次に、国教会であるということは、国の 一機関に組み込まれていることを確認しな ければならない。

つまりこれまでも、国王の信仰によって、 教会の政治体制が変更したことを語ってき たが、教会制度を変更しようとすれば、国 会の承認、さらには国王の裁可が必要であ るということである。

そのため、英国においては、国王の名により国会が招集されると同時に、教会の諮問機関として神学者会議が招集されることとなっていた*1。

スコットランド王チャールズ6世が、1625年にイングランド王チャールズ1世として即位すると、ピューリタンが多数を占めていたイングランド議会は、英国国教会を改革派・長老主義教会とすることができるのではないかとの希望的観測が流れた。

しかし現実には、チャールズ1世はカトリックの信仰を持っており、議会が進めようとしている教会改革に反対の立場であった。そのため国王は、神学者会議が開催されることを恐れ、議会を招集することをためらいます。

その後、長老主義教会を設立していたスコットランドとの間で宗教対立が生じ、内戦となった。その結果、国王は戦費をまかなうために議会を招集することとなった。しかし最初の議会は、国王の提案を否決し、直ぐに閉会となる。これが短期議会と呼ばれる(1640.4.13~5.5)。

その後、スコットランドのハランに敗れ たイングランドは、賠償金を支払うことが 求められ、その結果、改めて議会を招集することとなる。これが、信仰規準を初めとするウェストミンスター文書を作成するウェストミンスター神学者会議を招集する長期議会となる(1640.11.3~1653.4.20)。

5. ウェストミンスター神学者会議の招集

英国議会が開催され、議会はそれに伴い神学者会議の招集を求めます。議会の大半を占めていた長老主義者たちが、英国国教会を中道主義から長老主義に変更を求めるためでした。しかし、本来議会が神学者会議を招集するためには、国王の許可が必要でした。しかし、国王チャールズは長老主義への変更を認めることはなく、神学者会議の開催を拒否し、招集された者に、絶対に参加してはならないと、厳しく警告を発した。

そのため英国議会は、国王の認可が得られない中、神学者会議の招集条例を定め、神学者会議が招集されることとなった。なお招集条例の正式名称は、「英国教会の政治と礼拝様式の制定、ならびに誤った中傷と解釈からの同教会の教理の擁護とそれらの一掃のために議会の諮問を受ける、学識と敬虔に富む神学者と他の人々から成る会議を召集する、議会上・下両院議員による条例」であり、最初の部分を紹介させていただきます。

「全能の神がわが国民に与えたもうた限りない祝福の中で、われらの宗教の純潔以上にわれらにとり大切なものは現になく、またありえないが、それゆえにこそ、これまで達成されたよりもさらに完全な改革が必要である多くの要素が、わが教

^{*1.} ちなみに、ウェストミンスター信仰規準を含む諸文書は、神学者会議において決議されたが、英国議会において決議されていない。ただし、信仰告白に関しては、長老派が排除されたクロムウェルの時代に、一部削除・修正された上で受け入れられている。

会の礼拝様式、規律、政治になお残っているこ と、また、議会上・下両院議員は、大主教、その 尚書院長、主教代理、司祭長、主教座聖堂参 事会員、大執事、およびこの位階制に依拠せる 他の教会的役職者による現在の教会政治は、 邪悪で、王国にとりまきに有害かつ重荷で、宗教 の改革と発展の一大障害となっており、わが王 国の国家と政治をひどく損なうものであることをす でに宣言し決定し、それゆえわれわれは、それを 除去し、神の聖なる御言葉にもっともよくかない、 国内の教会の平和と、スコットランド教会ならび に諸外国の改革派教会との一層の合意を獲得 し保持するのにもっともふさわしい政治を、わが教 会の中に制定する所存であり、そのすみやかな 遂行と、すべての誤った非難・中傷からの英国教 会の教理の擁護およびそれらの一掃とのため、 学識、敬虔、思慮に富む神学者たちの会議を召 集し、彼らに議会両院を代表する議員とともに、 両院またはいずれかの院が課す上記の問題と 事柄に関して、協議と助言にあたらせ、求めに応 じてそのつど、その助言と勧告を両院もしくはいず れかの院に提出せしめることが、適切かつ肝要で あると考えられること、以上のことにかんがみ、今 議会に会せる上・下両院議員は、以下のごとく定 める」。 <以下省略>

(松谷好明「ウェストミンスター神学者会 議の成立」(一麦出版社p142-145)より)

6. ウェストミンスター神学者会議の開催

ウェストミンスター神学者会議には、当初、121名の神学者が召集された。1643年7月1日(土)に、ウェストミンスター寺院において開会礼拝がもたれた。国王の禁止命令が出されたにもかかわらず、神学者会議に出席した神学者は69名です。

そして神学者会議に参加する全員が、運営規則に基づいて誓約文にへの誓約が求められます。誓約文は次のとおりです。「私、誰それは、一員として参加するこの会議において、教理問題においては、自分が良心にかけて真理

であると考えること以外、また規律に関しては、神の栄光と神の教会の益と平和のためにもっとも役に立つと思うこと以外、いかなることも主張しないことを、全能なる神の御前で、誠実かつ厳粛に誓約します」。

会議は原則として月曜日から金曜日の毎日、午前9時から午後1~2時まで開かれ、その後に委員会が開かれます。日曜日は各々の教会での説教を行います。こうした会議がいつ終わるのかも定められずに続くのであり、出席した神学者たちの熱心が伝わってくる思いがします。

※神学者会議は、1643年7月1日に開会し、 1649年2月まで、1163回(全体会議)が行わ れることとなります。

神学者会議は、すでに語ってきたように、 英国議会の神学的な諮問機関であり、議会 からの指示によって会議が行われます。最 初に議会からの指示により検討を始めたの は、すでに作成されていた英国教会の39 箇条を再検討することでした。

神学者会議は、全体が三つに分けられ(第一委員会・第二委員会・第三委員会)、各々の委員会において審議し、決議したものを、改めて全体の神学者会議において審議するという形で行われます。そして、信仰告白起草委員会を組織し、最初に当特別委員会で審議し、全体会議において審議するという形で行われました。ただ今日の教会会議と一番違うところは、一人が発言を始めると、他の人が、発言を止めてはならないということです。

7. ウェストミンスター神学者会議に出席 した人たち

ウェストミンスター神学者会議は、英国 議会の神学的な諮問機関であることをすで に紹介したが、議員が推薦する神学者たちを議会(庶民院)で審査され、選出された。 選出された議員は、4つの党派に分けることができた。①主教派、②長老派、③独立派、④エラストス主義者である。

①主教派 (王党派)

主教派の中には、ウェストミンスター信仰規準にも大きな影響力を与えたアイルランド箇条の執筆者であるアッシャーも含まれていた。

英国国王チャールズは、カトリックに近い信仰をもっており、教会の現体制が保持されることを願っていた。そのため、会議の出席を禁じたため、アッシャーを含む主教派の議員のほとんどが、神学者会議に出席することがなかった。

②長老派

神学者会議の最大会派のピューリタンであり、ウェストミンスター信仰規準においても、大きな貢献を行ったと言ってよい。ただし彼らは、従来の教区制は維持したままで、長老主義を実現しようとしていたのであり、現在のように、自分たちで行く教会を自由に選べるようなことは想定していませんでした。

③独立派

5名の指導的なメンバーがおり、会議の中で影響力があった。彼らも広い意味ではピューリタンであり、改革派信仰においては、長老派に近いものがあった。しかし長老主義を嫌い、政治規準において、「長老」という言葉を極力用いなかったのは、彼らに対する会議の配慮・歩み寄りの結果であると言える。

また、1649年にクロムウェルにより国 王チャールズ1世が処刑され、共和制とな るが、独立派ピューリタンが中心であった。

④エラストス主義者

彼らは信仰的にはピューリタンに近いが、教会による統治ではなく、国王による統治を唱え、司法権(戒規権)は、教会にはなく、国王にあるとの立場をとっていた。信仰告白では、第23章「国家的為政者」、第31章「シノッドとカウンシル」において、違いが鮮明になる。

2人であるが卓越した人々であり、国会 議員にも影響力を持っていた。

8. 厳粛な同盟と契約の締結

英国国会の神学的諮問機関としてウェストミンスター神学者会議が開催されることになったが、当初は、議会から具体的な働きが示されることはなく、39箇条の改訂作業が行われるだけであった。

しかし、事態が大きく変化することとなる。それは、イングランドは、国王側と議会側が激しく対立し、内線を繰り広げていた最中であり、議会側は、戦費の捻出のためにスコットランドに援助を求めたことに始まる。このとき対応にあたったスコットランドは、すでに長老主義を採用していたが、今回の話し合いにあたり、「宗教を大力での続した」を条件に出した。このときのことをのことをいる。ときのことをでいたが、本ベイリーは「イングランド人は政治同盟を求め、私たちは宗教的契約を求めていた」と語っています。1643年9月25日、両国代表が出席する中、厳粛な同盟と契約がイングランド議会において締結された。

この厳粛な同盟と契約が結ばれることにより、軍事援助と共に、大きく2つのことが実行されることとなる。一つは、ウェストミンスター神学者会議に、スコットランドから特命委員を派遣すること。6名の特命委員は、名誉議員という立場ではなく、イングランドの神学者と対等な立場で、会

議に参加することとなり、会議の行方にも、 大きな影響力を及ぼすこととなる。

第二は、厳粛な同盟と契約の中にある次の文言である。「われらは、われらの共通の敵どもに対して、教理、礼拝、規律、政治の点で、スコットランド教会の改革された宗教を保持すること、……三王国(イングランド、スコットランド、アイルランド)の神の教会を、宗教、信仰告白、教会政治の形態、礼拝と教理問答教育の指針において、できるかぎり近づけ、統一することに務める」。

この文書により、神学者会議は、この後、 政治規準、礼拝指針、信仰規準(信仰告白 と2つの教理問答)、詩編歌を作成するこ ととなる。

したがって、ウェストミンスター神学者会議において信仰規準を作成するにあたっては、スコットランドとの間で厳粛な同盟と契約が結ばれたこと、神学者会議がスコットランドから特命委員を受け入れたことを抜きにはあり得なかったことを、忘れてはならない。

またこのことを理解することにより、イングランドにおいて、改革派教会を代表する信仰規準が作成されたことを理解することができるのではないかと思う。

またウェストミンスター信仰規準は、英 国国会では採択されることはなかったが (信仰告白のみ議会が変更したものを受け 入れた)、スコットランド国教会において 採択され、世界に広まっていくこととなる。

9. ウェストミンスター神学者会議とは

改革派教会では、大会でも中会でも会期が決められ、その時間内で審議される。そして期間中に本会議が行われ、委員会は別に日程を定め行われる。そして本会議では、委員会の報告や提案等を審議し、報告は受け入れ、提案・願書は決議される。

ウェストミンスター神学者会議は、本会議と委員会の他に、全議員を3つに分けた分科会(第一委員会、第二委員会、第三委員会)が設けられていた。つまり各委員会において審議されたことを、まず三つの分科会の一つに報告・提案され、それが受け入れられた後、本会議で審議された。つまり改革派教会では2段階で決議が行われていることを、神学者会議では3段階で行っていた。

また神学者会議は、会期がないことも改革派教会とは大きな違いである。神学者会議は、英国議会の神学的諮問機関であり、国会会期中、審議して良いこととなっていた。しかし、ウェストミンスター信仰規準が作成されたウェストミンスター神学者会議は、1643年7月から1949年2月まで、全1163回の本会議が開催された。

基本的に会議は、月曜日から金曜日まで、毎日、午前に本会議を行い、午後に分科会もしくは委員会が開催される。そして、毎月最終月曜日は月例断食日として、断食礼拝が行われ、その直後の火曜日・水曜日は休会であった。

出席者の多くは、教会の牧師であり、金曜日の全審議を終えてから、教会に戻り、 そして主の日の礼拝を行った。

神学者会議に参加している議員にとっては、毎週、非常に過酷な日程であり、さらに会議がいつ終わるのか見えない中で、会議を継続していたことを、私たちは理解しなければならない。

また、改革派教会の大会・中会では、会期が決まっていることもあり、一つの議事に関して、議員は質問等を行うに際して、簡潔に、2~3分以内で行うことが求められ、また通常は質問を2度までとされている。

一方、神学者会議では、議員が質問・討

論することに対して、時間や回数の規定がない。そのため、一人が反対意見を延々と 1時間も2時間も行うことがあった。

ちなみに、神学者会議は、英国国教会の制度を定める会議であり、信教の自由が保障されている訳ではない。定められた国教会の制度に反対することは、即、教会を追放されること、財産没収されること、逮捕されること等を覚悟しなければならない。そのため神学者たちは、決議を行うに際して、反対であれば、ただ反対するだけでは

なく、反対者名を記録に留めることを求め、 自らの考えを表明することを行った。 神学 者たちは、正に生命をかけて参加していま した。

私たちは、このようにして神学者会議において作成されたウェストミンスター信仰 規準(信仰告白・大教理問答・小教理問答) を信条として採用している。私たちは信仰 規準が作成された背景を知ることにより、 改革派教会の信仰を確認し続けていくこと が求められている。